

常用発電設備高圧機器整備 契約書（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の保有する常用発電設備の整備について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約要綱は、次のとおりとする。

（1）件 名 常用発電設備高圧機器整備

（2）規格・仕様 } 別紙仕様書のとおりとする。

（3）数 量 }

（4）契約代金 ￥ ー

[うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 ￥ ー]

（5）履行期日 令和3年 7月29日から

令和4年 3月18日まで

（6）場 所 山梨県立中央病院

（7）代金支払場所 乙の指定する金融機関

（8）契約保証金 契約金額の100分の10とする。（又は地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第〇項第〇号により、免除する。）

（作業の通知）

第2条 乙は甲の装置を整備しようとする日時をあらかじめ甲に通知し、了解を得るものとする。

（検査の時期）

第3条 甲は装置の整備を完了したときは、その日から7日以内に検査を行うものとする。

2 検査の結果、不備又は不良個所があるときは、乙は遅滞なく手直しを行い、甲の指定する期日までに完了するものとする。

3 整備箇所の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 検査前に生じた装置のき損等は、すべて乙の負担とする。

（担保責任）

第5条 整備完了後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までに、これを無償で再度整備するものとする。

2 前項の場合において、乙が整備に応じる期間は、別紙仕様書の保証期間によるものとする。

（代金の支払い）

第6条 整備代金の支払いは検査が完了した後、乙からの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに修繕業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、契約料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。

2 甲の責めに帰する事由により、第6条の規定による契約料の支払いが遅れた場合は、乙は未受領金額につき、甲に対して遅延利息を請求することができる。この場合において、遅延利息の額は、政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の第8条の規定を準用する。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（1）委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

（3）第8条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。

（4）その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

（5）乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約代金の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（費用の負担）

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第10条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（協議事項）

第11条 本契約に定めのない事項については、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程及び地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程の定めるところによるものとする。

2 本契約に関し疑問が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月29日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院
院長 中込 博

乙